

きれいな奈良県づくり功労賞（「景観づくり」部門 まちなみ景観の形成
奈良らしい良好な景観を形成する屋外広告物）Instagram 応募及び一般投票
実施要領

（目的）

第1条 きれいな奈良県づくり功労賞表彰要綱（以下「要綱」という。）第9条の規程に基づき、要綱第3条（2）イ「奈良らしい良好な景観を形成する屋外広告物」におけるInstagramによる応募及び「みんなでいいね！なら部門（一般投票部門）」に係る一般投票制度について、必要な事項を定める。

（応募方法）

第2条 応募者は、次の各号に掲げる要件を遵守し、きれいな奈良県づくり功労賞表彰要綱第6条の募集基準に沿った画像をInstagramに投稿するものとする。

- （1）応募者が取得したInstagramのアカウントを一般公開していること。
- （2）きれいな奈良県づくり功労賞（「景観づくり」部門 まちなみ景観の形成 奈良らしい良好な景観を形成する屋外広告物）Instagram公式アカウント（@kourou_keikan_nara）（以下「公式アカウント」という。）をフォローしていること。
- （3）ハッシュタグ「#なら功労賞広告※」及び「@kourou_keikan_nara」をつけて投稿すること（※の箇所には県が別途指定する西暦を記載）。なお、同ハッシュタグ及び「@kourou_keikan_nara」の他にその他複数のハッシュタグを記載することは差し支えない。
- （4）広告物の画像について、広告物の近景1～2枚、広告物の遠景1～2枚、合計2～4枚を投稿し、うち1枚は可能な限り夜間景観を投稿すること。
- （5）キャプションに応募区分、広告主（表示内容）、設置場所（住所）、デザイナー（社名）、製作者、応募・推薦理由を記載のうえ投稿すること。なお、他薦の場合は可能な限り記載することとする。
- （6）画像を投稿する時は、「きれいな奈良県づくり功労賞（「景観づくり」部門 まちなみ景観の形成 奈良らしい良好な景観を形成する屋外広告物）」Instagram利用方針を遵守すること。

（選考方法等）

第3条 要綱第3条（2）イ「奈良らしい良好な景観を形成する屋外広告物」に係る表彰区分「みんなでいいね！なら部門（一般投票部門）」の選考方法等に

ついて、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 前条の要件を満たす投稿を、事務局は公式アカウントにてシェア(リポスト)する。シェアした投稿に対する「いいね」数の上位1作品を、要綱第3条(2)イ「奈良らしい良好な景観を形成する屋外広告物」の「みんなでいいね!なら部門」受賞候補作品とする。なお、シェアの順番については、投稿された日時順とする。
- (2) 前項の選考に関し、応募者は一切の異議を申し立てることができないものとする。
- (3) 前条の要件を満たしていない投稿は、選考の対象外とする。

(費用負担)

第4条 画像を投稿する際又は一般投票に必要なインターネットの通信料については、応募者又は投票者が負担するものとする。

(応募者への連絡手段)

第5条 事務局は、応募者に連絡する必要があるときは、Instagramのメッセージ機能を利用することとする。

(著作権等)

第6条 投稿された画像の著作権について、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 投稿された画像の著作権は応募者に帰属するが、事務局は第4条に定める選考等必要に応じてトリミング等の補正を行った後、公式アカウント、奈良県ホームページ、県が発行する印刷物等で利用することができるものとし、応募者は応募した時点でその旨同意したものとみなす。
- (2) 投稿された画像において、肖像権や著作権等の第三者の権利侵害があった場合は、奈良県及び「きれいに暮らす奈良県スタイル」推進協議会は一切責任を負わず、応募者の責任によって解決するものとする。

附 則

この要領は、令和3年8月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。